

社会福祉法人奈良市社会福祉協議会が
提供する福祉サービスにおける
感染対策に関する指針

第1 感染症・食中毒の発生、まん延防止における指針作成の目的

感染症・食中毒の発生、まん延防止に取り組むにあたっての基本理念を理解し、感染症予防に努めるとともに感染症が発生した場合は、まん延を防止するための措置を講じ、利用者が安全で快適なサービス提供を受けられるよう、事業所及び法人全体で「感染症・食中毒の発生、まん延防止」に取り組むため指針を作成する。

第2 感染症・食中毒の発生、まん延防止に関する基本的考え方

社会福祉法人奈良市社会福祉協議会(以下、「当法人」とする。)が、提供するサービス利用者は、感染症等に対する抵抗力が弱い高齢者や障害者が多く、感染が広がりやすい状況にあることを認識しなければならない。

このような前提に立って当法人は、事業所間の連携・情報共有を図り、感染症・食中毒を予防する体制を整備し、平常時から必要な対策を実施するとともに、感染症発生時には感染の拡大防止のため、迅速かつ適切な対応を図ることが必要となることから法人全体で「感染症・食中毒の発生、まん延防止」に取り組む。

【主な感染症】

- 1) 新型コロナウイルス
- 2) インフルエンザウイルス
- 3) 胃腸炎ウイルス(ノロウイルス・ロタウイルス等)
- 4) 肝炎ウイルス(A型～E型)
- 5) 食中毒(黄色ブドウ球菌・O157等)
- 6) メチシリン耐性黄色ブドウ球菌(MRSA)
- 7) 国内でパンデミックが発生した新型ウイルス
- 8) その他の感染症

第3 感染症・食中毒の発生、まん延防止委員会その他事業所内の組織に関する事項

1. 感染症・食中毒の発生、まん延防止委員会の設置

当法人では、感染症・食中毒の発生、まん延防止に向けて多種多様な事例の検討及び多角視点からの対策を図るために法人内事業所が連携し「感染症・食中毒の発生、まん延防止委員会」(以下、「委員会」とする。)を一体的に設置する。

委員会はおおむね6月に1回以上定期的に開催するものとし、他の関連する委員会や関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議とも一体的に行う場合がある。さらに会議の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合がある。

2. 委員会の役割

- ① 法人内感染症対策の立案・検証・修正
- ② 各部署での感染症対策の実施状況の把握と評価
- ③ 職員への感染症対策の教育・研修内容の検討

④感染症発生時の対応の分析と今後の対策検討

3. 委員会の構成員とその役割

委員会は、各事業所の管理者、看護職員、生活相談員、サービス管理責任者、サービス提供責任者をはじめ、各所属職員等で構成する。なお、必要に応じて専門的知見を有する第三者の助言を得る。

①委員会の責任者

- ・各事業所を所管する所属長があたる
- ・ケア現場における諸課題の総括責任

②感染対策専任担当者

- ・各事業所の管理者または係長級または主任級職員の中から1名を選任
- ・本指針を適切に実施

③看護職員

- ・主治医、嘱託医、協力病院との連携を図る
- ・感染対策専任担当者の補助

④その他の職員

- ・感染対策マニュアルに沿ったケアの確立
- ・各職種との連携
- ・利用者の状態把握
- ・衛生管理の徹底
- ・記録の整備

第4 感染症・食中毒の発生、まん延防止指針の整備に関する事項

委員会は、本指針や各種様式の作成及びその内容に変更、追加が生じたときは、速やかに修正や作成を行う。

第5 感染症・食中毒の発生、まん延防止のための職員研修及び訓練に関する事項

①年1回以上の感染症・食中毒の発生、まん延防止等に関する教育を行うための研修及び訓練を実施

②感染症・食中毒の発生、まん延防止に関する研修など外部研修の活用

③研修の実施内容の記録

第6 感染症・食中毒の発生、まん延防止に関する平常時及び発生時の対応に関する事項

1. 平常時の対応

①衛生管理

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、事業所の衛生保持に努める。

また、手洗い場、うがい場、汚物処理室の整備と充実に努めるとともに日頃から整理整頓を心がけ、換気、清掃・消毒を定期的実施し、事業所内の衛生管理、清潔の保持に努める。

②介護ケアとの感染対策

介護の場面では職員の手洗い、うがいを徹底し必要に応じてマスクを着用する。

また、血液・体液・排泄物等を扱う場面では細心の注意を払い、適切な方法で対処する。利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の健康状態を注意深く観察することに留意する。

③外来者への衛生管理の周知徹底を図りまん延防止を図る。

2. 感染症が発生した場合

①発生状況の把握

感染症や食中毒が発生した場合やそれが疑われる状況が生じた場合には、以下の手順に従って報告する。

- 1) 感染症や食中毒を疑ったときは、職員は速やかに専任担当者に報告し、利用者と職員の症状の有無についての把握を行う。特に感染症については、濃厚接触者の状況把握に努める。
- 2) 専任担当者は、感染症や食中毒の発生について報告を受けた場合、職員に必要な指示を行うとともに委員会に報告する。

②感染拡大の防止

感染症や食中毒が発生した場合やそれが疑われる状況が生じた場合には、感染拡大を防止するため速やかに以下の事項に従って対応する。

- 1) 発生時は、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう、特に注意を払うこと。
- 2) 感染者または感染が疑われる利用者の支援を実施する際には、使い捨ての予防着、マスク、手袋を着用すること。また、支援後は速やかに使用した予防着等をビニール袋に入れ、アルコール消毒液で手指消毒を行うこと。
- 3) 関連施設の嘱託医や看護職員の指示・協力を仰ぎ、必要に応じて必要箇所の消毒を行うこと。
- 4) 利用者の感染が疑われる際には、速やかに関係機関に連絡を入れサービスの継続について協議すること。但し、個人情報の観点から取扱いには十分に注意すること。
- 5) 各感染対策マニュアルや業務継続計画 (BCP) 等に従い、感染対策を実施すること。
- 6) 必要に応じて協力病院や保健所に相談し、技術的な応援を依頼及び指示を受けること。

③関係機関との連携

感染症や食中毒が発生した場合は、以下の関係機関に報告して対応を相談し、指示を仰ぐなど、緊密に連携をとること。

- ・主治医
- ・嘱託医
- ・協力機関の医師
- ・保健所

・行政

また、必要に応じて次のような情報提供も行うこと。

- ・職員への周知
- ・家族への情報提供と状況の説明
- ・介護支援専門員、相談支援専門員との連携

④行政等への報告

専任担当者は、次のような場合には迅速に市町村等の主管部局に報告するとともに、所管の保健所への報告を行い発生時対応等の指示を仰ぐ。

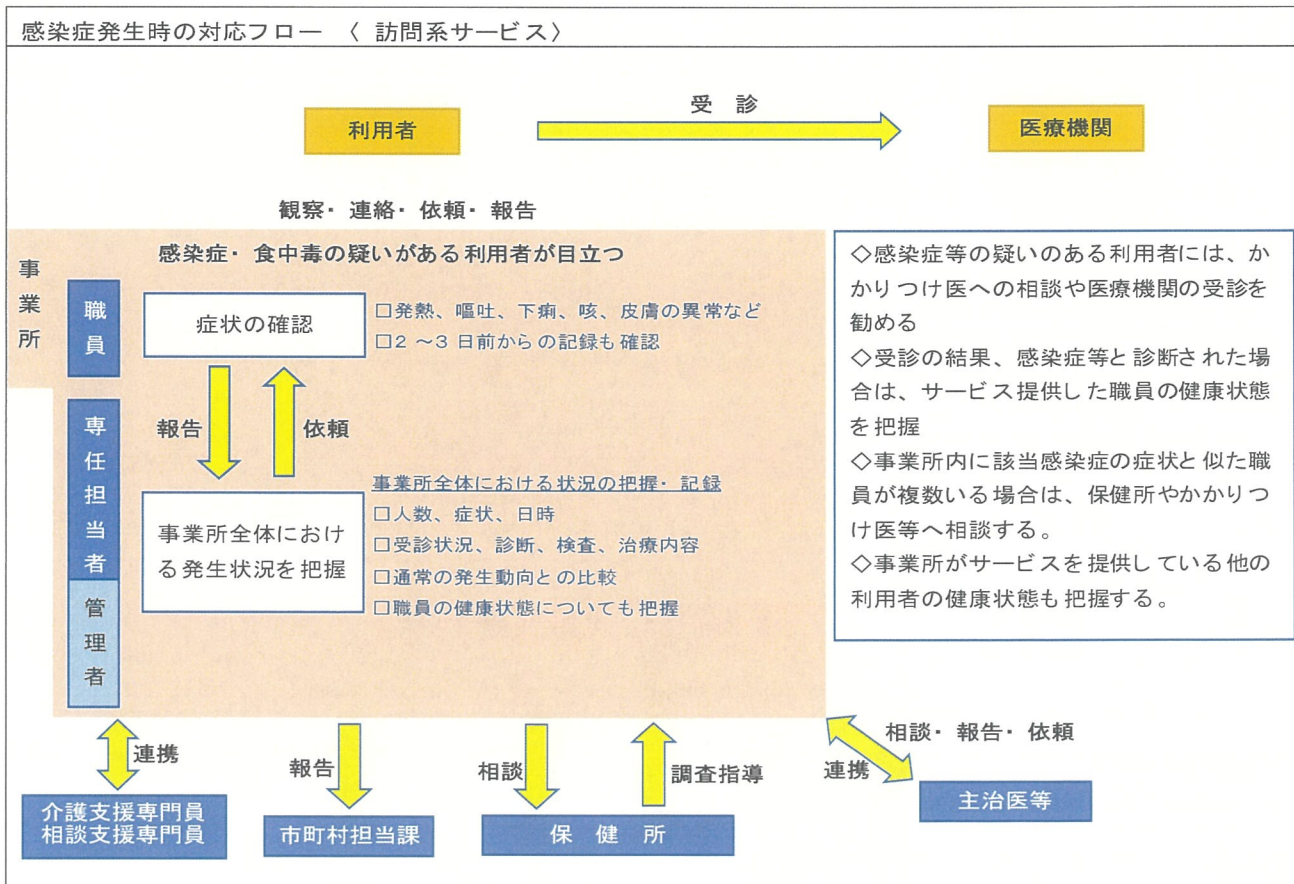
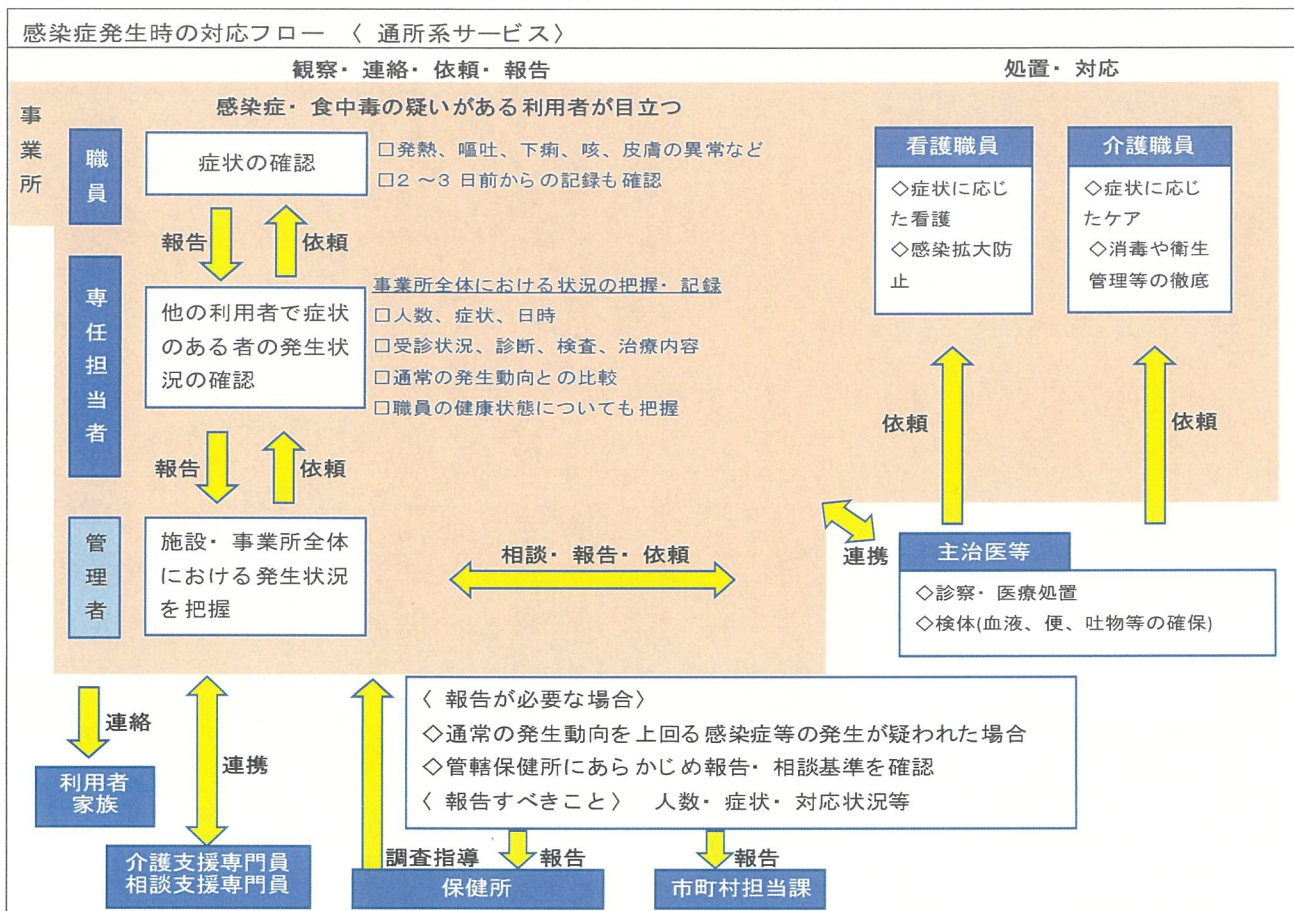
【報告が必要な場合】

- ◇同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤者が1週間内に2名以上発生した場合
- ◇同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ◇上記に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に専任担当者が報告を必要と認めた場合

【報告する内容】

- ◇感染症又は食中毒が疑われる利用者の人数
 - ◇感染症又は食中毒が疑われる症状
 - ◇上記の利用者への対応や施設における対応状況等
- ※尚、医師が感染症法、結核予防法又は食品衛生法の届出基準に該当する利用者又はその疑いのある者を診断した場合には、これらの法律に基づき保健所等への届出を行う必要があります。

第7 発生時における事業所内・関係機関等への連絡体制に関する事項



第8 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

当該指針については、誰でも閲覧できるよう事業所に据え置くとともに、ホームページにも掲載するものとする。

第9 附則

この指針は、令和 6年 4月 1日より施行する。